

規 則

埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

埼玉県情報公開審査会規則（平成十七年埼玉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「条例第二十五条第五項本文」を「埼玉県情報公開条例（平成二十年埼玉県条例第七十七号。次条において「条例」という。）第二十六条第五項本文」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「第二十五条第五項ただし書」を「第二十六条第五項ただし書」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。